

入札説明書（工事）

1 工事発注情報

区が発注する工事のうち、次に該当する建設工事につきましては、工事件名、施工場所、工期、規模等を事前公表しております。

- （１） 建築工事及び土木工事で、起工金額が１件 1,000 万円を超えるもの
- （２） 設備その他の工事で、起工金額が１件 500 万円を超えるもの

2 本案件に希望できる方

- （１） 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）による「文京区」の建設工事等入札参加資格をお持ちの方（同一会社での登録は、本社又は支社のいずれかに限ります。本社で希望の場合は支社での希望はできません。また、逆の場合も同じです。）
- （２） 電子調達サービスの共同格付及び実績については、文京区希望型指名競争入札発注票（以下「発注票」という。）に記載のとおりです。

なお、共同格付は、希望申請日を基準として決定されます。

- （３） 発注票に記載している区内業者とは、文京区内に本店又は支店（代理人）を有する事業者のことです。

3 本案件に希望可能な業種

入札参加資格申請受付済みの業種のみ希望できます。

4 本案件への希望方法

電子入札サービス上で希望票を作成の上、提出してください。

5 指名通知

発注案件に対し希望票を提出した事業者には、指名通知案内メールは送信されませんので、必ず電子入札サービス上で確認してください。

6 発注図書受領

電子入札サービス上で必ずすべての発注図書を受領し、「発注図書等受領案件」画面でステータスが『未受領』から『受領済』に変わったことを確認してください。すべてを受領しない場合、自治体側の画面で『受領済』を確認できません。受領を確認できない場合は、当該者の入札書を無効とします。ただし、ＣＤ、紙渡し等電子入札サービス上で発注図書を配付しない場合は除きます。

7 入札参加者は、「文京区入札参加心得書（電子入札用）」を遵守してください。

8 辞退の場合

電子入札サービス上で辞退届を作成の上、提出してください。

9 不参の場合

失格となり、理由書（紙）を提出していただきます。

10 受注制限について

区内業者は重複して5件まで（ただし、土木工事は10件まで）

区外業者は重複して2件まで

※ 緊急工事などの随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号以外）及び単価契約は、除きます。

※ 予定価格が200万円を超えるもの（ただし、土木工事は1,000万円以上）が対象となります。

上記受注件数以上の受注工事がなければ、希望数に制限はありません。

※ 受注工事とは、検査未完了の文京区発注の工事及び落札決定している工事をいいます。

開札時に、上記受注件数に達した事業者は、その時点で次の入札案件には参加できなくなります。

11 積算内訳書の提出について

最低価格で入札した事業者からは、入札後、積算内訳書を提出していただきます。

積算内訳書には、工事件名、会社名及び代表者名を記載し、押印をお願いします。

【問い合わせ先】

《電子入札の内容に関すること》

文京区総務部契約管財課契約係 TEL 03-5803-1150（直通）

《操作手順・パソコンの設定等に関すること》

e-Tokyoコールセンター TEL 0570-05-1090

（祝祭日を除く月～金曜日 8:30～17:15）